

【続報】

代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にか かる選択肢追加の取り扱い(DB、厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考にDB年金・厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

DB受給権者に対して旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢(代替給付)を追加する取り扱いにつきましては過日ご案内しておりますが、今般、行政宛の照会事項に対して回答がありましたので確認事項の要旨等をご案内致します。

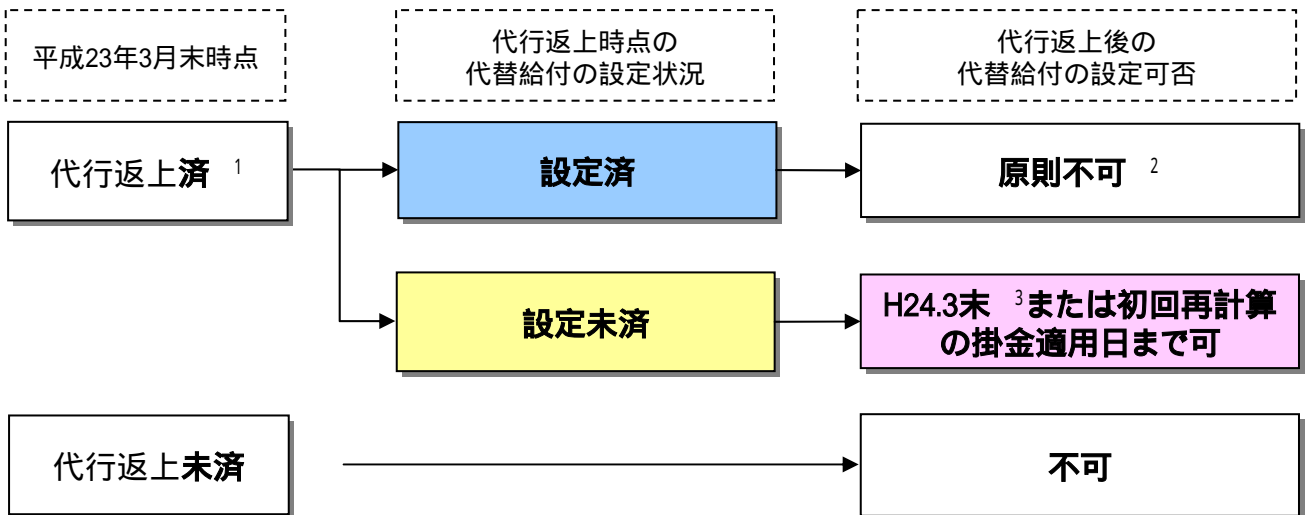
[年金ニュースNo.228](#)、[No.225](#)

👉 詳細は次頁以降をご参照

1. 受給権者への代替給付の設定について(新たなルールの制定)

- ✓ 代替給付の追加規定は、原則、代行返上時のみに可能。¹
- ✓ 受給権者本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは、代行返上の時期にかかわらず原則不可。
- ✓ 平成23年3月末時点で代行返上済の場合でも、代行返上時に代替給付を設定していない場合は、平成24年3月31日または初回再計算の掛金適用日までに代替給付を設定することが可能。

受給権者への代替給付の設定可否



- 1 平成23年3月末時点で現に検討が進んでいる基金については、平成23年4月以降に代行返上する場合であっても平成23年3月末時点で代行返上している基金と同様の取扱いとなる。
「現に検討が進んでいる」とは将来返上の認可申請済である等の状況が考えられます。
- 2 選択期間が終了している場合には選択期間の延長や新たな代替給付の設定は不可。
選択期間が終了していない場合には対象者の公平に選択機会が与えられるように十分考慮したうえで延長・追加が可能。
- 3 平成24年3月末までに規約変更の認可申請をすることが必要。

2. 受給権者への代替給付設定にかかる給付減額の取り扱い

- ✓ 代行返上時に受給権者に対して代替給付を選択肢として追加する場合は、給付減額判定は不要。(従来同様の取扱い)
- ✓ 代行返上後に受給権者に対し代替給付を選択肢として追加する場合は、旧基本プラスアルファと代替給付を比較し、給付減額の判定を行う。
また、この場合には給付減額の理由として「代行返上」は使用できず、「経営悪化によるもの」や「掛金拠出困難によるもの」に該当する必要がある。(新たなルールの制定)
- ✓ 代行返上時に受給権者等が代替給付を選択する期間を限定した規約としていた場合、選択する期間を延長する規約変更のみを行う場合には、給付減額に該当しない。(従来同様の取扱い)

給付減額の取り扱い

代行返上と**同時に**代替給付を選択肢として追加

給付減額に該当しない¹

代行返上**後に**代替給付を選択肢として追加

給付減額判定が必要²

- 1 代替給付の選択期間延長は給付減額に該当しない(但し選択期間が終了している場合には選択期間の延長は不可 2頁 2参照)。
- 2 規約変更時点の基礎率を用いて算定した給付現価によって旧基本プラスアルファ部分と代替給付を比較する(最低積立基準額の比較は不要)。また、この場合には給付減額の理由として「代行返上」は使用できず「経営悪化によるもの」、「掛金拠出困難によるもの」に該当する必要がある。

3. 旧基本プラスアルファ給付の全部または一部が残存するDB加入者の取り扱い(新たなルールの制定)

- ✓ 代行返上後に旧基本プラスアルファ給付の全部または一部が残存するDB加入者に代替給付を新たな選択肢として追加する場合は減額判定が必要。
- ✓ 本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは不可。

4. 加算非適用者に対する取り扱い(新たなルールの制定)

- ✓ 代行返上後に加算非適用者に代替給付を追加することは不可。
- ✓ 本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは不可。

5. 主な照会事項と回答

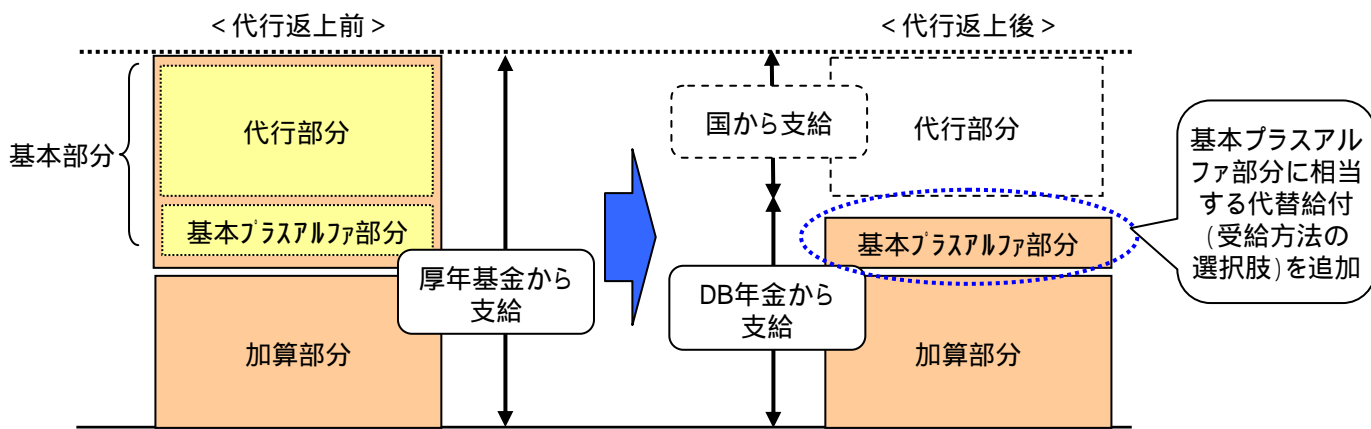
代行返上と同時の代替給付設定	回答
(1) 代行返上と同時に旧基本プラスアルファ部分に対する代替給付を選択肢として設定する場合には、代替給付と従来の給付を比較することなく給付減額に該当しないものとして取り扱ってよいか。	(1) よいです。

代行返上後の代替給付設定	回答
(1) 代行返上時に代替給付を設定している場合において、代行返上時に設定した代替給付とは別の代替給付を新たに設けること(例:代行返上時に代替給付として5年確定年金を設定。その後、新たに10年確定年金の代替給付を設定する。)は、平成24年3月末(または初回定例財政再計算による掛金の適用日)までの規約変更であるか否かに関わらず可能か。	(1) 代行返上時に代替給付を設定しており、選択期限が終了している場合は、認められません。選択期限が終了していない場合は、対象となる者に公平に選択機会が与えられるよう十分考慮した上で追加することは可能です。
(2) 代行返上後に旧基本プラスアルファ部分に対する代替給付を選択肢として設定する場合、平成24年3月末(または初回定例財政再計算による掛金の適用日)以前の規約変更に関し、代替給付と従来の給付を規約変更時点のDBの予定利率・死亡率(継続基準)を用いて算定した給付現価により比較し、代替給付が下回らなければ給付減額と取り扱う必要がないと理解してよいか。	(2) よいです。

給付減額の判定	回答
(1) 代替給付の選択肢の追加に関して、代行返上時の変更は給付減額判定が不要とされているのと同様に、代行返上後の規約変更も給付減額判定を不要としていただきたい。	(1) 代行返上時に給付減額判定を不要としているのは、代行返上という大きく制度を変えるタイミングに、代行部分に合わせて単純終身となっていた薄皮部分及び独自給付部分については、異なる支給方法の選択肢を設けることを減額判定なしに認めるという趣旨であり、代行返上後も認められるものではありません。

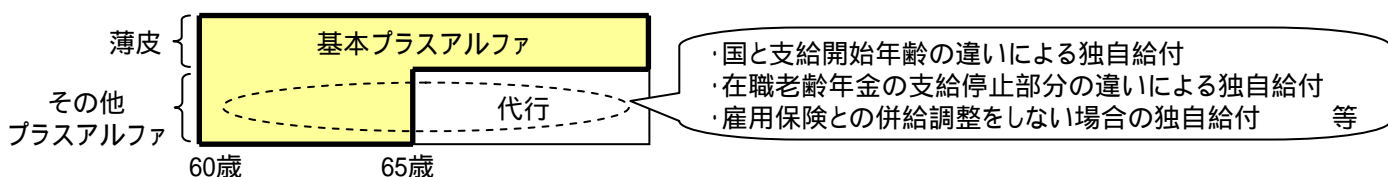
ご参考 代替給付とは

- ✓ 「代替給付」とは旧厚年基金の基本プラスアルファ部分(いわゆる「薄皮部分」と薄皮部分以外の「その他プラスアルファ部分」)を代替する給付のことをいう。
- ✓ 旧基本プラスアルファ部分は終身年金で支給され、かつ加算型の場合には給付額が小額であるため、代行返上時には旧基本プラスアルファ部分に相当する5年等の有期年金の選択肢を設けるケースが多い。
- ✓ 従来より「受給権者」に対して代替給付の選択肢を追加し、受給権者の意思により選択する場合は給付減額には該当しない取り扱いとされている。

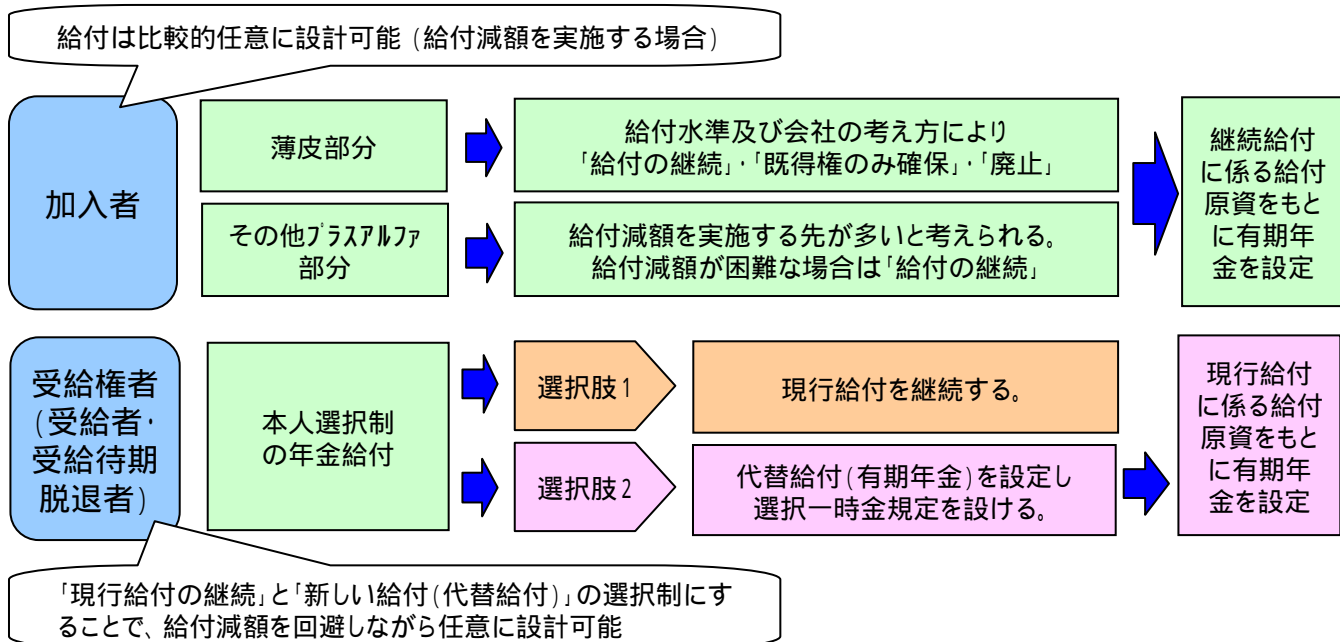


ご参考 その他プラスアルファとは

- ✓ 「その他プラスアルファ部分」とは国の代行部分と基金の基本部分の差異(基金の独自給付)のうち、薄皮部分以外のことをいう。
- ✓ その他プラスアルファには、国と支給開始年齢の違いによるもの、在職老齢年金の支給停止部分の違いによるもの、雇用保険との併給調整の有無によるもの等がある。



ご参考 代行返上時の主な制度設計



代替給付の設計において「給付水準の設定に関する制約」はない。

以上